第六条の二の二　令第五条第一項に規定する内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　こども家庭庁長官の定める修業教科目及び単位数を有し、かつ、こども家庭庁長官の定める方法により履修させるものであること。

四～九　（略）

②・③　（略）

第六条の三　令第五条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

②　令第五条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、前項第四号に掲げる事項（こども家庭庁長官の定める修業教科目並びにその単位数及び履修方法並びに学生の定員に関する事項に限る。）とする。

③　令第五条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（入所資格、修業年限、前項のこども家庭庁長官の定める修業教科目以外の修業教科目並びにその単位数及び履修方法並びに単位の算定方法に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第六条の四　令第五条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第六条の五　令第五条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第六条の七　（略）

②　（略）

③　法第五十九条の五第二項の規定により内閣総理大臣に適用があるものとされた法第三十四条の五第二項及び第四十六条第二項の規定において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第四号様式によるものとする。

第六条の九　保育士試験を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとしてこども家庭庁長官の定める者

二・三　（略）

四　前各号に掲げる者のほか、こども家庭庁長官の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認めた者

第六条の十一　（略）

②　都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、こども家庭庁長官の指定する学校その他の施設において、その指定する科目を専修した者に対しては、その申請により、当該科目の受験を免除することができる。

③・④　（略）

（全部免除）

第六条の十一の二　都道府県知事は、こども家庭庁長官が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

②　（略）

第六条の十五　令第六条に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

第六条の二十二　令第八条に規定する内閣府令で定める要件は、第六条の十五各号のいずれかに該当する者であることとする。

第六条の二の二　令第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を有し、かつ、厚生労働大臣の定める方法により履修させるものであること。

四～九　（略）

②・③　（略）

第六条の三　令第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

②　令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第四号に掲げる事項（厚生労働大臣の定める修業教科目並びにその単位数及び履修方法並びに学生の定員に関する事項に限る。）とする。

③　令第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（入所資格、修業年限、前項の厚生労働大臣の定める修業教科目以外の修業教科目並びにその単位数及び履修方法並びに単位の算定方法に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第六条の四　令第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第六条の五　令第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第六条の七　（略）

②　（略）

③　法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用があるものとされた法第三十四条の五第二項及び第四十六条第二項の規定において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第四号様式によるものとする。

第六条の九　保育士試験を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者

二・三　（略）

四　前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認めた者

第六条の十一　（略）

②　都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、厚生労働大臣の指定する学校その他の施設において、その指定する科目を専修した者に対しては、その申請により、当該科目の受験を免除することができる。

③・④　（略）

（全部免除）

第六条の十一の二　都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

②　（略）

第六条の十五　令第六条に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一・二　（略）

第六条の二十二　令第八条に規定する厚生労働省令で定める要件は、第六条の十五各号のいずれかに該当する者であることとする。